

許可番号

派 32 - 300033

許可年月日

平成 29年 9月 1日

労働者派遣事業許可証

氏名又は名称 株式会社 アバンセ

住所 島根県松江市学園南1丁目15番10-403号

事業所の名称 株式会社 アバンセ

事業所の所在地 島根県松江市学園南1丁目15番10-403号 松江アイピ
ル 4F

有効期間

令和 2年 9月 1日から

令和 7年 8月31日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法
律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明
する。

令和 2年 9月 1日

厚生労働大臣

加藤勝信



個人情報適正管理規程

第1条（個人情報の取扱）

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、派遣人事担当者とする。個人情報取扱責任者は代表取締役 福間 英とする。

第2条（教育）

派遣元責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、派遣元責任者は少なくとも3年に1回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

第3条（本人への開示および訂正）

第1条の個人情報取扱責任者は、派遣労働者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱について、派遣元責任者は派遣労働者等への周知に努めることとする。

第4条（苦情への対応）

派遣労働者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報に係る苦情処理担当者は派遣元責任者 代表取締役 福間 英とする。

付 則

この規程は、平成29年 5月 1日から施行する。

●労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

2025年2月28日現在

株式会社 アバンセ
代表取締役 福間 英

1. 派遣労働者数
9人
2. 派遣先事業所数
1事業所
3. マージン率
39.5%
4. 派遣料金の平均日額
29,088円
5. 派遣労働者賃金の平均日額
17,585円
6. 教育訓練に関する事項
 - ・IT技術者研修
 - ・情報セキュリティ教育
7. マージン率に含まれる費用
 - ・社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）
 - ・有給休暇費用（年次有給休暇取得時にかかる賃金）
 - ・福利厚生費用（健康診断、資格取得奨励金等）
 - ・教育研修費用（講習受講費用等）
 - ・会社運営費用
 - ・営業利益
8. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
 - 労使協定を締結していない
 - 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 2026年3月31日）
 - ・協定労働者の範囲（ソフトウェア開発の業務に従事する従業員）
9. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先
相談窓口：福間 英 電話番号：0852-26-3266